

人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

1 『敷地内の通路等の段に設ける手すり』について

条例施行規則では、敷地内の通路や廊下等に「段を設ける場合には、階段の構造に準じたものにする」と規定し、階段の構造には、「手すりを設けること」と規定がある。

(1) 関係条文

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋
(通路等)

第十五条 条例別表第一第二号の規則で定める通路等は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	(略)	(略)
(二)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路 ((三)項に掲げるものを除く。)	一、二 (略) 三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。こと。 四 (略)
(三)	(略)	(略)
(四)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等 ((五)項に掲げるもの及び利用居室等内の通路を除く。)	一、二 (略) 三 段を設ける場合には、第十八条に定める構造に準じたものとする。こと。 四 (略)
(五)、(六)	(略)	(略)

(階段)

第十八条 条例別表第一第四号の規則で定める階段は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段とし、同号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

- 一(略)
- 二 手すりを設けること
- 三～六 (略)

【参考】

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）施行令 抜粋
(廊下等)

第十一条 (略) → 本条に段の規定はないが、法の逐条解説において廊下等に設ける段は階段と扱っているとされている。

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二～六 (略)

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
- イ 手すりを設けること。
- ロ、ハ (略)
- 三 (略)

(2) 現在の運用

	手すりの設置を求める	手すりの設置を求めない
理由	バリアフリー法では手すりの設置を求めており (2,000 m ² 以上に適用)、条例においても法に準じ設置を求めるべき。	段が1、2段程度の場合には、手すりの設置は必ずしも必要としないと考えるため。
行政庁	名古屋市、岡崎市及び豊田市	県、豊橋市、一宮市及び春日井市

(3) 運用案

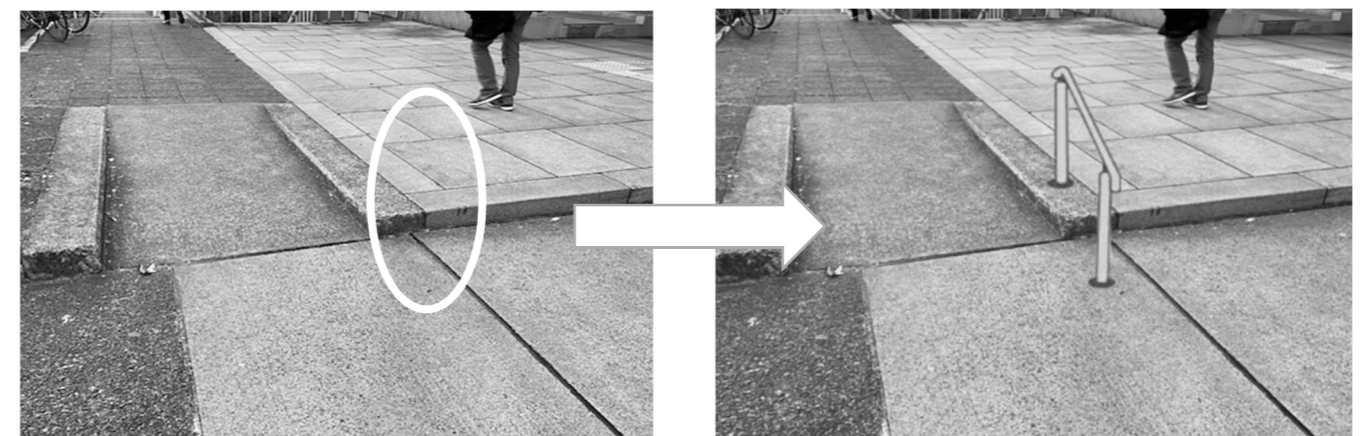
1、2段の段でも手すりの設置を求める。

(理由)

1、2段でもつまずきや転倒の恐れはあるため、手すりの設置による防止効果は高い。

近年のバリアフリー化の気運の高まりやバリアフリー法が設置を求めている現状を踏まえれば、より円滑に利用できるよう設置を求めていくことが適切と考える。

【手すりの設置イメージ】



2 『整備基準の対象となるカウンター』について

条例施行規則では、**カウンターを設置する場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを1以上設置**するよう規定している。

(1) 関係条文

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 抜粋
(カウンター等)

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する**カウンター**、記載台及び公衆電話台（以下「カウンター等」という。）を設置する場合には、**高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を1以上設けなければならない。**

(2) 現在の運用

- 過去の取扱いは、整備基準の対象となる**カウンターは記載行為の有無で判断**していたが、2014年に策定した「望ましい整備指針」で「カウンター、記載台、公衆電話台は**台上で手続き等を行う場所**」と示した。
- 記載行為以外にカウンターで行う手続きには、**案内・説明や受渡しが多くある**ため、「望ましい整備指針」を踏まえこれらを行うカウンターも整備対象としているところもある。
- 他県の条例では、カウンターを「受付カウンター」と明記している例もある。
- なお、バリアフリー法では、カウンターは整備対象でない。

カウンターでの行為	記載	案内・説明	受渡し
整備対象としている 行政庁	県及び 全ての事務処理市※	県、豊橋市、一宮市 及び豊田市	県
整備対象外としている 行政庁		名古屋市、岡崎市及び 春日井市	全ての事務処理市

※カウンターの代わりにバインダーの利用も認めている（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市）

【カウンターと呼ばれるもので想定される行為】

	記載	案内・説明	受渡し	操作
・受付カウンター（病院・博物館・劇場）	○	○	○	
・総合案内（病院・博物館・百貨店）のカウンター	○	○		
・レジカウンター（物販店・飲食店）	○	○	○	○
・サービスカウンター（物販店）	○	○	○	
・チケットカウンター（博物館・劇場・展示場）		○	○	
・相談カウンター（銀行・庁舎）	○	○	○	
・貸出カウンター（図書館・貸衣装屋）	○	○	○	
・検索カウンター（図書館・博物館）				○
・配膳カウンター（飲食店・ホテル）			○	
・フロント・帳場（ホテル・旅館）のカウンター	○	○	○	

(3) 運用案

- カウンターは、そこで行われる手続き等の内容によらず**全て整備対象とし、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター（高さ H70～75cm 程度）の設置を求める。**
- ただし、それに代わる机などの設備の提供も認めるものとするが、スペースの問題等で設置が困難な場合は、事業者の合理的配慮の提供により同等の対応ができる場合も認めるものとする。

(理由)

- 一般的に**カウンターと呼ばれるものは、記載、対話、物品の受渡し等、様々な手続きを行う場所であり、いずれの行為においても高齢者、障害者等が利用しやすいよう配慮されることが望ましい。**
- 現在、整備対象としているカウンターについては、**運用の中で、それに代わる机など、同等の対応が可能なものがあれば適合とみなしている※。**

※条例の解説 Q&A

「**カウンターの近くに、それに代わる机など、カウンターと同等の対応が可能なものがあれば可とする。**」

- 一方で、小規模な施設においては、スペースの問題等により**机などの設置が困難な場合でも、事業者側の人的対応で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう対応しているところもある。**
- こうしたことを勘案し、**事業者の合理的配慮の提供※により同等の対応が可能であり、高齢者、障害者等が利用しやすい環境を提供できる場合も認めることが適当と考える。**

※合理的配慮の提供の具体例

- 記載行為のための椅子とバインダーの提供
- 案内・説明・受渡し等を行うための高齢者、障害者等に負担のない着座等の安定した環境の提供

【カウンター・記載台の基本寸法（建築設計標準より）】

